

平成25年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成25年4月24日 開会

平成25年4月24日 閉会

奈井江町議会

平成25年第2回奈井江町議会臨時会

平成25年4月24日（水曜日）

午前9時59分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）の先決
処分の承認を求めることについて

第4 議案第2号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）

第5 議案第3号 奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正す
る条例

○ 出席議員（10名）

1番 遠藤 共子

2番 石川 正人

3番 三浦 きみ子

4番 大矢 雅史

5番 森岡 新二

6番 森 繁雄

7番 笹木 利津子

8番 森山 務

9番 鈴木 一男

10番 堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町 長 北 良 治

副 町 長 三 本 英 司

教 育 長 萬 博 文

会 計 管 理 者 篠 田 茂 美

ま ち づ く り 課 長 相 澤 公

く ら し と 財 務 課 長 小 澤 克 則

ふ る さ と 振 興 課 長 碓 井 直 樹

お も い や り 課 長 馬 場 和 浩

ま ち な み 課 長 大 津 一 由

健 康 ふ れ あ い 課 長 小 澤 敏 博

や す ら ぎ の 家 施 設 長 表 久 義

教 育 次 長 鈴 木 隆

く ら し と 財 務 課 長 補 佐 秋 葉 秀 祐

教 育 委 員 長 山 中 敦 子

農業委員会会長 桑島雅憲
代表監査委員 中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩口 茂
庶務係長 栗山 ひろみ

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

春らしい天気が続いており、何かと気ぜわしい中、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で、定足数に達しておりますので、平成25年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番森山議員、9番鈴木議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)の専決

処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

それでは、議案書1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項は、平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)であります。

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,001万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,786万2千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、繰越明許費の追加及び変更は第2表繰越明許費補正による。

専決処分の年月日は、平成25年3月29日であります。

平成25年4月24日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、2款地方譲与税370万7千円を減額し5,079万3千円、3款利子割交付金22万円を減額し128万円、4款配当割交付金4万4千円を追加し54万4千円、5款株式等譲渡所得割交付金4万9千円を追加し14万9千円、6款地方消費税交付金740万8千円を減額し6,699万2千円、7款ゴルフ場利用税交付金28万8千円を追加し588万8千円、8款自動車取得税交付金420万円を減額し1,060万円、10款地方交付税3,855万4千円を追加し24億8,748万6千円、11款交通安全対策特別交付金12万円を追加し72万円、14款国庫支出金729万5千円を追加し3億738万円、16款財産収入2万9千円を追加し2,316万7千円、17款寄附金2万9千円を追加し583万7千円、次の頁をお開き下さい。

18款繰入金1,143万3千円を減額し1億1,242万6千円、20款諸収入45万1千円を追加し1億839万9千円、歳入合計2,001万1千円を追加し52億4,786万2千円。

歳出、2款総務費2,236万7千円を追加し3億5,389万1千円、7款商工費747万6千円を減額し4億8,599万4千円、8款土木費510万円を追加し5億

4, 696万3千円、11款公債費2万円を追加し8億5,773万3千円、歳出合計2,001万1千円を追加し52億4,786万2千円。

第2表、繰越明許費補正。

追加と致しまして、総務費総務管理費の過疎集落等自立再生緊急対策事業で691万9千円、土木費住宅費の公営住宅屋根葺替工事で510万円。

変更と致しまして、商工費の商工費、地域活性化ホール建設事業で、補正後3億1,490万6千円を3億804万7千円とするものであります。

それでは、今回の補正について概要を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度における譲与税、交付金、地方交付税等の収入確定等よるもの、また、国の緊急経済対策に伴う補正予算関係の事業補正が主なものであり、譲与税等の最終の決定通知がありました、3月29日付けでの専決処分を行ったものであります。

歳出から説明を致しますので、11頁をお開き下さい。

総務費の総務管理費、一般管理費では、国の補正予算に対応し、過疎集落等自立再生緊急対策事業に要する経費として、地域公共交通に係る車両購入費や、その諸費用及び、地域コミュニティ活性化に係る交流イベント経費など、総額691万9千円を追加致しております。

地域振興基金積立金では、ご寄付による積立金ほかで18万1千円を追加計上。

民生費、社会福祉費では、財源の振り替えを行っております。

13頁の商工費、商工振興費では、地域活性化ホール建設に要する経費として、建築工事、機械工事、電気設備工事、及び外構工事の確定による精査で747万6千円を減額計上。

土木費、住宅費の住宅建設費では、国の補正予算に対応し、平成25年度実施予定のみより団地屋根葺替工事の前倒しで510万円を追加計上。

公債費の元金では、長期債元金の、利率見直しにより2万円を追加計上致しております。

次に歳入について説明を致します。

7頁をお開き下さい。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の減額により合わせて370万7千円の減額計上。

利子割交付金では22万円を減額計上。

配当割交付金では4万4千円を追加計上。

株式等譲渡所得割交付金では4万9千円を追加計上致しております。

地方消費税交付金では740万8千円を減額計上。

ゴルフ場利用税交付金では28万8千円を追加計上。

自動車取得税交付金では420万円を減額計上。

9頁に渡りますが、地方交付税では、普通交付税で国の補正予算により調整額の復活が行われたことによる追加交付511万円、また特別交付税の確定に伴い3,344万4千円、合わせまして3,855万4千円を追加計上致しております。

交通安全対策特別交付金では12万円の追加計上。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金では、過疎地域等自立活性化推進交付金で500万円を追加計上。

土木費国庫補助金では、住宅分、社会資本整備総合交付金で229万5千円の追加計上。

財産収入、財産運用収入では、地域振興基金運用収入2万9千円の追加計上。

寄附金では、夏海冴子様、辻脇貴雄様、匿名の1名のご寄付合わせまして14万9千円を追加計上致しております。

繰入金の基金繰入金、地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による繰入で5万円の追加計上

諸収入の雑入では、宝くじ交付金収入45万1千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、歳入予算9頁におけます財政調整基金繰入金で1,148万3千円の減額を行ったほか、歳出予算11頁、総務費の財政調整基金に1,526万7千円の積立てを行い、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今ご説明のありました議案第1号、「平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）」ですけれども、年度末において色々なものが確定してきたということでの補正があったんですけれども、2点に関して、質問させていただきます。

まず、歳入においてのこの特別交付税が、非常にありがたいことに3,344万4千円追加ということで、これ、国の方で確定したというご説明あったんですけれども、もうちょっと中身の要因について、教えて頂ければと思います。

それと、もう1点につきましては、屋根の繰越明許費に、補正に出ました公営住宅の屋根の葺替工事が国の、これは24年度の国の経済対策の補正にのったということですが、まだこのような国の補正に関わる部分で25年度予定している事業の中で、そういう見込みがある事業があるのかないのか、この2点についてお伺いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員からのご質問の1点目の特別交付税の関係についてでございますが、補正額につきましては、予算額との精査ということでございますが、交付額の内訳でご

ございますけれども、まず12月交付分と致しまして1億1,275万9千円の交付を受けた所でございます。

内容につきましては、主に公的病院等に対する財政需要に対する交付となっております。

また3月交付分と致しまして1億5,276万4千円の交付を受けてございまして、内訳と致しましては除排雪対策に関わるもの、バス路線の維持に関わるもの、その他普通交付税の算定により、補足しがたい特別の財政需要等を考慮しまして、交付を受けた所でございます。

●議長

よろしいですか。

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、今回の24年度補正につきましては、住宅関連で候補があったんですが、今回みのり団地の3号棟、4号棟と平成25年に予定した部分の葺替工事のみが該当になったということで、今後はこの1件で補正が終了したということでご理解頂きたいと思っております。

●議長

他にございませんか。

質疑を終わります。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第4、議案第2号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書16頁をお開き下さい。

議案第2号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ932万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,068万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年4月24日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金238万5千円を減額し3億5,823万5千円、18款繰入金333万5千円を減額し2億9,281万3千円、21款町債360万円を減額し5億280万円、歳入合計932万円を減額し48億5,068万円。

歳出、2款総務費377万円を減額し3億2,047万2千円、3款民生費25万円を減額し7億8,599万円、8款土木費530万円を減額し5億4,622万6千円、歳出合計932万円を減額し48億5,068万円。

一般会計補正予算（第1号）概要について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、今ほど、専決処分のご承認を頂いたところですが、それとの関連の25年度予算の精査ということでもあります。

歳出から説明致します。20頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、生活交通確保対策に要する経費として、デマンドバス車両購入費のほか、登録代行手数料などの諸費用合わせて377万円を減額計上。

民生費の児童福祉費、児童福祉施設費では、子育て支援センターに要する経費として、

「みなクル」での活用を予定している行事玩具等の購入費用で25万円を減額計上。

土木費、住宅費の住宅建設費では、公営住宅等の建設・除却・改善に要する経費として、みのり団地屋根葺替工事の前倒しにより530万円を減額計上致しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

18頁をお開き下さい。

国庫支出金、国庫補助金の土木費国庫補助金では、住宅分の社会資本整備総合交付金238万5千円を減額計上。

町債の過疎債では、生活交通確保対策事業債360万円を減額計上。

以上における歳入歳出の差333万5千円につきましては、同じく18頁の財政調整基金繰入金を減額をし、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

22頁をお開き下さい。

議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」

平成25年4月24日提出、奈井江町長。

地方税法等の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明致します。

今回の改正は、すべて、本年3月30日に公布されました「地方税法の一部を改正する法律」に伴うものとなっております。

主な改正点につきましてご説明を致しますので、臨時会資料1頁、資料1の改正概要をご覧ください。

「1 個人住民税」の「(1) 住宅ローン控除の延長・拡充」についてでございますが、現行制度では、所得税で控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から限度額の範囲内で控除できることとなっておりますが、消費税率引き上げに伴います影響を平準化する観点から、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月から平成29年12月まで、4年間延長することとし、その期間のうち、居住年が平成26年4月から平成29年12月の場合、控除額を所得税課税総所得金額等の5%から7%に、最高9万7,500円から13万6,500円に拡充するものでございます。

「(2) 復興支援のための税制上の特例」につきましては、東日本大震災により有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合、当該相続人が、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする措置を講ずるものでございます。

「(3) ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し」については、平成25年から復興特別所得税として、所得税の2.1%が課税されますが、ふるさと寄附金を行っ

た場合の個人住民税の控除額の計算において、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、所得税の限界税率に復興特別所得税率2.1%分を加えた額を特例控除の金額とするものでございます。

次に、「2 固定資産税・都市計画税」の「(1) 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置」につきましては、同法の規定により対象となった備蓄倉庫用の家屋に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を最初の5年間、価格に3分の2の割合を乗じて得た額とする措置を2年間に限り講ずるものでございます。

次に、2頁、「(2) 非課税措置の廃止」につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行います農用地総合整備事業等に伴う仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

次に、「3 国民健康保険税」の「特定世帯等に係る軽減特例措置の延長等」につきましては、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合についての軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係ります世帯別平等割額について、最初の5年間は2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間についても、特定継続世帯を追加し、4分の1減額する措置を講ずるものでございます。

「4 延滞金等」の「利率の見直し」につきましては、国税の見直しに合わせ、延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うものでございます。

このほか、今回の地方税法の改正に伴いまして、その他所要の規定の整備を行うとともに、「施行期日」につきましては、改正条例の附則において、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する旨、規定してございます。

また、同じく附則によりまして、改正後の条例につきましては、平成25年度以降の年度分について適用し、平成24年度分までの分につきましては、従前の例によることとする経過措置等を規定してございます。

次に、3頁、資料2に、改正箇所の新旧対照表を掲載してございますので、ご覧を頂きたいと思っております。

以上、「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成25年奈井江町議会第2回臨時会を閉会致します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(10時26分)